

## 1-1 歴史まちづくり法の牽引役となる重点都市の創設等

(国土交通省)

京都市では、平成19年9月から取り組んでいる新景観政策の下、全国に類のない厳しい景観規制を実施していると同時に、景観形成総合支援事業を活用し、風情ある町並みを形成する京町家等の修理・修景に取り組んでおります。

今年度は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、歴史的環境形成総合支援事業を活用した歴史的景観の保全・再生に取り組んでいく所存です。

しかしながら、これらの支援事業は適用期間や補助対象範囲が限定されています。また、厳しい財政状況の下では市単独事業で実施することにも限界があるため、すべての要望に対応しきれない現状があります。

つきましては、世界に誇れる美しく風格ある国づくりを推進し、危機的な状況にある日本の景観を守るための取組を加速させるため、次のとおり提案します。

### 提案事項

- 1 景観形成総合支援事業の補助制度の拡充  
事業適用期間（5年）の撤廃，補助対象範囲の拡大など
- 2 歴史的環境形成総合支援事業の補助制度の拡充  
事業適用期間（計画期間内）の撤廃
- 3 歴史まちづくり法の牽引役となる重点都市指定制度の創設及び重点都市にふさわしい補助率の設定等の特別措置

主な要望先：国土交通省（都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室）

京都市の担当課：都市計画局 都市景観部 景観政策課長 三島時夫 TEL 075-222-3397

# 歴史まちづくり法の牽引役となる重点都市の創設等

## 京都市独自の取組

歴史的景観保全修景地区等に指定し、修理・修景に対する助成を行う



## 景観形成総合支援事業(国)の活用

景観重要建造物に指定した京町家等の修理・修景に助成を行う



## 歴史的環境形成総合支援事業(国)の活用

歴史的風致形成建造物に指定した京町家等の修理・修景に助成を行う (予定)

## 課題

- 修理・修景の要望への対応が困難 (財源不足)
- 支援事業の事業期間・補助範囲が限定
- 計画の変更手続きが煩雑

都心部における町家の消失率 約2%/年

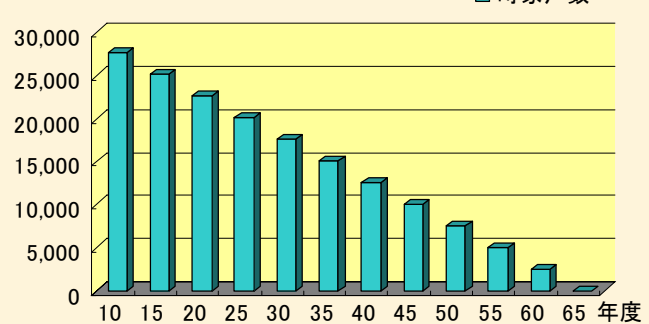
[京町家まちづくり調査]  
平成10年度調査 約28,000軒の町家を確認  
平成15年度調査 以後の消失率 約2%/年

単純計算上、50年後に京町家はほとんど消失



重点都市指定により  
取組の加速

町家戸数の推移(予測)



## 提案事項

景観形成総合支援事業の補助制度の拡充  
歴史的環境形成総合支援事業の補助制度の拡充  
重点都市指定制度の創設  
重点都市にふさわしい補助率の設定

世界に誇れる  
美しく風格のある  
国づくりの推進